

⑫ 診療所開設届出事項変更届

概要説明	医療法施行令第4条第3項、医療法施行規則第4条に基づき、「個人」開設診療所の届出事項を変更する場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設届出事項変更届（様式第12号） 変更事項により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。 <ol style="list-style-type: none"> 2 医師、歯科医師、助産師、薬剤師の免許証の写し（原則原本確認） 3 麻酔科標榜許可書（原則原本確認） 4 建物の平面図（新旧、変更場所色分け） 5 病室に関する資料 6 構造設備に関する資料 7 土地の登記事項証明書又は賃貸借（使用貸借）契約書の写し 8 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、助産師一覧表 9 新旧対照表 それぞれ1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）
受付期間	変更日～変更後10日以内 ※構造設備に係る変更については、工事着工又は変更の2週間前までにご相談ください
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町1番1号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一建物の別フロアへの移転、道路を挟んだ別敷地への移転等は、③新規開設届になります。 ・ 有床診療所においては、変更後、使用前に⑩構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要がある場合があります。
備考	以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171) ・ 有床診療所の病床数の変更：山口県医療政策課(083-933-2924) ・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018) ・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所